

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の建築物で都道府県知事が特定行政庁となるものとして第四百四十八条第一項に規定する建築物以外の建築物を、法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内の建築物で都知事が特定行政庁となるものとして第四百四十九条第一項に規定する建築物を定めるものとする。こと。 (建築基準法施行令第二条の二関係)

二 工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程として、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を定めるものとする。こと。 (建築基準法施行令第十一条関係)

三 中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程として、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程を定めるものとする。こと。 (建築基準法施行令第十二条関係)

四 建築物が適合しなければならない構造方法に関する技術的基準及びその構造方法の安全性を確かめる

ための構造計算の基準を定めるものとする。

(建築基準法施行令第三十六条、第六十七条、第六十八条、第七十三条、第七十七条、第七十七条の二、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条から第八十二条の六まで関係)

五 地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物として、地階を除く階数が四以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物等を定めるものとする。

(建築基準法施行令第三十六条の二関係)

六 指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の親会社等として、その指定を受けようとする者に対して、その総株主の議決権の三分の一を超える数を有していること等の関係を有する者を定めるものとする。

(建築基準法施行令第三十六条の二の十四関係)

七 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間は、五年とするものとする。

(建築基準法施行令第三十六条の二の十六関係)

八 高さが六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリートの柱等、広告塔又は高架水槽等、乗用エレベーター又はエスカレーター及び遊戯施設について、その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に

従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものでなければならぬものとする。

(建築基準法施行令第三百三十九条から第四百四十一条まで、第四百四十三条及び第四百四十四条関係)

九 仮設建築物等に対する制限の緩和の適用の対象を、高さが六十メートル以下の仮設建築物等に限定するものとする。

(建築基準法施行令第四百四十七条関係)

第二 他所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日その他

一 この政令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)